

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 129 件 |
| 国民年金関係                        | 3 件   |
| 厚生年金関係                        | 126 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 36 件  |
| 国民年金関係                        | 15 件  |
| 厚生年金関係                        | 21 件  |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から50年3月まで

昭和50年11月の入籍時に、役所の人から私の国民年金の加入を勧められたので、夫が私の加入手続を行った。20歳から3年余りの国民年金保険料が未納とされていると言われたので、無理してでも納付しようと思ったが、全部を納付することはできないと言われた。それで、その時にさかのぼって納付できる2年分の保険料額、3万円前後を夫が納付した。かなり昔のことで明確には覚えていないこともあるし、申立期間のうち、さかのぼった2年が実際いつまでかは分からず、一部期間は納付できなかった期間であるが、申立期間すべての保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする夫の納付記録を見ると、20歳から60歳到達の前月までの国民年金加入期間480か月に保険料の未納は無い上、申立人も申立期間以外の保険料はすべて納付済みとされているなど、夫及び申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、「昭和50年11月の入籍時に、役所職員から国民年金の加入を勧められたので、夫が私の国民年金の加入手続を行い、さかのぼって納付することができると言われた2年分の保険料を納付した。」としているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月1日に払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられるとともに、国民年金保険料の納付時効は2年で成立することから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

さらに、上記申立人の加入手続きが行われた時期（昭和 50 年 12 月）を基準とすると、申立期間のうち、時効成立前であり、過年度納付が可能であった期間は 48 年 10 月から 50 年 3 月までの期間となることから、当該期間について夫が加入手続きの際に保険料を納付したと考えても不自然ではない。

加えて、夫がさかのぼって納付したとする保険料（3 万円前後）は、申立期間のうち、前述の過年度納付が可能な期間の保険料と現年度である昭和 50 年度の保険料を合計した金額（2 万 8,950 円）とおおむね一致する。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 3 月から 48 年 9 月までの期間は、申立人の加入手続きが行われた時期を基準とすると、既に時効が成立しており、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月、同年9月及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年8月及び同年9月  
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和62年4月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続をした際に、20歳からの国民年金保険料を納付するようにと職員から言われた。同区役所で手続した際に納付書を受領したか郵送で納付書が送付されたかよく覚えていないが、後日、納付書で未納分すべてを金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2期間で、合計しても5か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年4月7日に払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日をさかのぼって60年\*月\*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間①及び②共に保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間①と申立期間②の間の昭和60年10月から同年12月までの保険料が62年12月22日に過年度納付され、申立期間②直後の昭和61年度の保険料が申立人の加入手続が行われた62年4月に一括納付されていることが確認できる。このことから、前述のとおり、加入手続時期において申立期間①及び②共に過年度納付が可能であったにもか

かわらず、申立期間①と申立期間②の間の保険料のみ過年度納付し、申立期間①及び②の保険料を納付しなかったとは考え難く、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料も過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年3月まで

昭和45年11月に婚姻した時、私がA市B区役所で夫の分と共に国民年金加入手続を行い、それまで納付していなかった国民年金保険料を夫の分と一緒にさかのぼって現金で納付した。それ以降の保険料も、私が夫の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年度の国民年金保険料を現年度納付した後、昭和51年4月から60歳到達の前月となる平成20年\*月までの32年間の保険料はすべて前納していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月4日に払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、このころに初めて国民年金の加入手続を行ったものとみられ、この手続の際に資格取得日をさかのぼって、20歳到達日前日の43年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、48年10月から50年3月までの期間は、過年度納付が可能であることから、納付意識が高かった申立人が当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和43年4月から48年9月までの期間については、上記の申立人の加入手続時期を基準とすると、時効により保険料を納付するこ

とができないほか、加入手続時期は、第2回特例納付実施期間（49年1月から50年12月まで）中であることから、申立期間のうち、43年4月から48年3月までの期間は、特例納付を利用して保険料を納付することは可能であったものの、申立人は、加入手続時点で27歳であり、国民年金の受給権確保を図る必要性は乏しかったと考えられる上、申立人が特例納付により保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間のうち、昭和43年4月から48年9月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月から 6 年 10 月まで

A社における申立期間の標準報酬月額について、実際に控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額よりも低い記録とされていることが分かったので、適正なものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成11年12月から12年9月までの期間は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月から13年5月まで

ねんきん定期便に記載されているA社の標準報酬月額を確認したところ、同社に在籍した全期間の記事が実際と大きく相違していることに気付いた。当時の同社の給与支払明細書を転記したデータを提出するので、給与額に見合う標準報酬月額に記事を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年12月から12年9月までの期間については、A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された当該期間に係る給与明細データ（給与支払明細書に基づき作成）により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記事の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳等において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び被

保険者標準報酬改定通知書に記載されている標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が当該期間にわたり一致していることが確認できることから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年3月から11年11月までの期間及び12年10月から13年5月までの期間については、A社から提出された賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（16万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日

申立期間に支給されたA事業所の賞与から厚生年金保険料を控除されているのに、その年金記録が無い。申立期間について、賞与額に見合った正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書、及びA事業所から提出された当該賞与に係る賃金台帳（会計事務所保管）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（16万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年5月1日、同社C支店における資格喪失日に係る記録を45年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、39年4月は3万6,000円、45年2月は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月30日から同年5月1日まで  
② 昭和45年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和33年4月1日に入社し、定年退職まで継続して勤務していた。しかし、39年4月及び45年2月の転勤に係るそれぞれ1か月について、厚生年金保険の被保険者記録が空白とされていることを知った。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職期間証明書、退職者カード及び同社の回答、並びに雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年5月1日に同社B支店から同社D支店に異動、45年3月1日に同社C支店から同社E支店に異動。）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年3月及び45年1月の記録から、39年4月は3万6,000円、45年2月は7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、申立期間①については、事業主が資格喪失日を昭和39年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤っ

て記録することは考え難いこと、申立期間②については、事業主が資格喪失日を45年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が39年4月30日と45年2月28日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年4月及び45年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から同年6月1日まで

ねんきん特別便で申立期間の年金記録が無いことが分かった。しかし、私は、A社に昭和38年4月1日に入社し、60年7月31日に退職するまで同社の同じ支店に継続勤務していた。その間、勤務地も変わらず、業務内容も同じで、健康保険被保険者の資格も中断していない。申立期間の空白の1か月について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人は申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の担当者は、「申立人の退職金は申立期間を含めて計算している。申立人の経歴を見ると、昭和39年5月には異動・転勤が無く、A社B支店にずっと勤務していることから、当然、前月と同様に給与が支払われ、保険料も控除されているはずである。なお、同年6月1日付けで同社同支店が適用事業所となったことから、当該事業所に係る年金事務は、同社本社から当該支店に移管された。」と証言している。

さらに、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が、「当時は、会社が急速に拡大していた時期であったが、働いている私たちは、勤務地、業務内容等、何も変わることなく、申立人と一緒にA社B支店に勤務していた。」と証言しているとともに、オンライン記録によると、申立

人と同じ昭和38年4月1日に同社に入社し、同社B支店で同様の業務に従事していた同僚二人は、39年6月1日に同社における被保険者資格を喪失し、同日付けで同社同支店における被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和39年4月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案4573

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和59年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和35年3月28日に入社し、平成12年6月30日に退職するまで継続して勤務したが、同社B支店から同社C支店に異動した際の1か月について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書、履歴書及び同社の回答、並びに雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和59年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和59年8月の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和59年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月29日は24万4,000円、同年12月9日は26万7,000円、19年7月13日は28万8,000円、同年12月15日は28万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月29日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成19年7月13日  
④ 平成19年12月15日

ねんきん定期便で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間について、賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された所得税

源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成17年7月29日は24万4,000円、同年12月9日は26万7,000円、19年7月13日は28万8,000円、同年12月15日は28万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務手続を誤って賞与支払届を提出しなかったと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月29日は34万2,000円、同年12月9日は36万2,000円、19年7月13日は38万1,000円、同年12月15日は37万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月29日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成19年7月13日  
④ 平成19年12月15日

ねんきん定期便で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間について、賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された所得税

源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成17年7月29日は34万2,000円、同年12月9日は36万2,000円、19年7月13日は38万1,000円、同年12月15日は37万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務手続を誤って賞与支払届を提出しなかったと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月26日  
② 平成18年7月24日

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚から提出された賞与明細書、並びに申立人が保管する普通預金通帳の振込履歴により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないため不明と回答しているが、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がいずれの機会についても、これを記録しないとは考え難いことから、事業主が当該期間の賞与支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月26日  
② 平成18年7月24日

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないため不明と回答しているが、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がいずれの機会についても、これを記録しないとは考え難いことから、事業主が当該期間の賞与支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、23年8月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から23年8月1日まで

私は、昭和19年から学徒動員としてA社B支店に勤務していたが、20年4月1日から正社員として採用された。同社同支店閉鎖後、23年8月1日から同社C支店に転勤となったが、同社B支店に正社員として勤務していた申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店への入社から同社C支店に転勤するまでの経緯及び勤務状況の説明は、具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことを認めることができる。

一方、A社B支店を管轄していたD社会保険事務所(当時)は、昭和28年2月に火災により被災しており、現存する同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)は、焼失したものを復元したものであるとされているが、被保険者名簿には、記録の欠落が数多く見られる上、被保険者名簿において記録が無いにもかかわらず、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の事業所名称欄に、同社同支店と記載されている被保険者の記録が複数確認できることなどから、復元された被保険者名簿については、完全なものではないものと考えられる。

また、オンライン記録によると、A社B支店は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないが、同社の「預り名簿」には、同支店の名前が記載されていること、及び申立人と同年生まれの同僚の厚生年金保険被保険者台帳には、同社同支店の事業所名で被保険者記録が確認できることから、同社同支店が適用事業所であったと認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年4月1日にA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、資格喪失日は、23年8月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿、同名簿以外の被保険者に関する記録等が焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に行われているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和56年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月21日から同年9月30日まで

私は、申立期間において転勤はあったが、A社に継続して勤務しており、一度退職して再入社したわけではないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和56年7月21日に同社本社から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和56年9月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月13日

申立期間について、賞与が支給されていたが、届出がされていなかった。厚生年金保険料を控除されているので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成19年源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を未提出であった旨社会保険事務所(当時)に届け出ており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月13日

申立期間について、賞与が支給されていたが、届出がされていなかった。厚生年金保険料を控除されているので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成19年源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間については、25万円の賞与の支払を受け、26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を未提出であった旨社会保険事務所(当時)に届け出ており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月13日

申立期間について、賞与が支給されていたが、届出がされていなかった。厚生年金保険料を控除されているので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成19年源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を未提出であった旨社会保険事務所(当時)に届け出ており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月13日

申立期間について、賞与が支給されていたが、届出がされていなかった。厚生年金保険料を控除されているので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成19年源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において28万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を未提出であった旨社会保険事務所(当時)に届け出ており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月13日

申立期間について、賞与が支給されていたが、届出がされていなかった。厚生年金保険料を控除されているので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成19年源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を未提出であった旨社会保険事務所(当時)に届け出ており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年2月25日）及び資格取得日（同年4月26日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月25日から同年4月26日まで

私がA社に入社した当時、当社には、B氏、C氏、D氏、E氏と女性が数人勤務していた。私は、D氏のお世話で同社に入社し、昭和35年7月から36年12月まで1年6か月間勤務した。途中の同年2月25日から同年4月26日までの間に欠勤したことは無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社において昭和35年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年2月25日に資格を喪失後、同年4月26日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚が、「申立人は、途中で辞めたことは無く、勤務形態、業務内容等の変更も無かった。」と証言していることから、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該複数の同僚を含め、申立期間当時、A社の被保険者記録が確認できる同僚は、退職した者を除き、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年1月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和36年2月1日、資格喪失日は同年4月28日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月ごろから38年2月ごろまで

私は、昭和35年8月ごろから38年2月ごろまでA社及びB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、当該事業所に係る被保険者記録が全く無いことが分かった。

しかし、私は、A社には1年未満、半年ぐらい勤務した後、すぐにB社に勤務したことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できるとともに、当該同僚は、「申立人と同じ名字の人が二人いたことはない。」と証言している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名で、生年月日が1年違いの被保険者記録（昭和36年2月1日資格取得、同年4月28日資格喪失）が確認できるとともに、当該記録は、基礎年金番号に未統合の被保険者記録であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和36年2月1日、資格喪失日は同年4月28日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和35年8月ごろから36年2月1日までの期間については、A社には当該期間当時の人事関係資料は保管されておらず、当時の事業主も既

に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社の現在の事務担当者は、「自分が事務を担当することとなった昭和48年ごろは、職種上、入社してもすぐに退職する者が多いため、社会保険に加入しない見習期間が3か月から半年ぐらひはあつた。おそらく35年から36年当時も同様の取扱いであつたと思う。」と証言しており、当該期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかつたことがうかがえる。

申立期間のうち、昭和36年4月28日から38年2月ごろまでの期間については、当該期間にB社の厚生年金保険の被保険者であつた同僚二人が申立人のことを記憶していることから、入社した時期は明らかでないが、申立人が当該期間の一部において同社に勤務してゐたことはうかがえる。

しかし、B社の複数の同僚は、「B社には、助手、運転手の職種にかかわらず、3か月ぐらひの試用期間があつた。」と証言しているほか、中には、「申立期間当時は、社会保険に加入するか否かを自分で選べたと思う。」と証言する同僚もいる。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間において健康保険整理番号に欠番も無い上、同社は、平成9年7月\*日にC社に吸収合併されており、当時の事業主は既に死亡し、同社の事業主も、「当時の資料は保管しておらず、B社当時のことは不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和35年8月ごろから36年2月1日までの期間及び同年4月28日から38年2月ごろまでの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和35年8月ごろから36年2月1日までの期間及び同年4月28日から38年2月ごろまでの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4587

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和35年3月25日から39年2月末日までの期間、B社で勤務していた記憶がある。ところが、ねんきん特別便によると、35年3月25日から36年9月30日までの期間については、A社の被保険者とされているとともに、B社の被保険者記録は、同年10月1日からとされているため、申立期間が空白となっていることが確認できた。

私は、昭和35年3月25日から39年2月末日までの期間、空白なく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間においてB社の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚、及び事務担当者の証言から判断して、申立人は、同社系列のA社及びB社に継続して勤務（A社からB社に異動。）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる資料等はないが、B社が保管している申立人に係る離職証明書によると、申立人の同社における雇用保険の資格取得日が昭和36年10月1日であることが確認できること、及びオンライン記録によれば、A社及びB社間で異動した同僚には、月末が資格喪失日とされている者がいないことから、申立期間については、A社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和36年8月の記録から、1万4,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和36年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 4588～4682（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

|        |   |           |
|--------|---|-----------|
| 氏名     | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : |           |
| 生年月日   | : |           |
| 住所     | : |           |

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

申立期間に係る標準賞与額の記録が無いが、賞与が支払われ厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったと回答していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 95 件（別添一覧表参照）

## 別紙2【厚生年金あつせん一覧表】(愛知)

| 項番   | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日   | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準報酬月額 |            |             |            |
|------|----|--------|----|--------|----|-----------------------------|------------|-------------|------------|
|      |    |        |    |        |    | 平成18年3月31日                  | 平成18年7月10日 | 平成18年12月10日 | 平成19年3月29日 |
|      |    |        |    |        |    | 標準賞与額                       | 標準賞与額      | 標準賞与額       | 標準賞与額      |
| 4588 |    |        | 男  | 昭和38年生 |    |                             |            |             |            |
| 4589 |    |        | 男  | 昭和44年生 |    |                             |            |             |            |
| 4590 |    |        | 男  | 昭和45年生 |    |                             |            |             |            |
| 4591 |    |        | 男  | 昭和38年生 |    |                             |            |             |            |
| 4592 |    |        | 男  | 昭和44年生 |    |                             |            |             |            |
| 4593 |    |        | 男  | 昭和39年生 |    |                             |            |             |            |
| 4594 |    |        | 男  | 昭和39年生 |    |                             |            |             |            |
| 4595 |    |        | 男  | 昭和44年生 |    |                             |            |             |            |
| 4596 |    |        | 男  | 昭和33年生 |    |                             |            |             |            |
| 4597 |    |        | 男  | 昭和48年生 |    |                             |            |             |            |
| 4598 |    |        | 男  | 昭和55年生 |    |                             |            |             |            |
| 4599 |    |        | 男  | 昭和54年生 |    |                             |            |             |            |
| 4600 |    |        | 男  | 昭和37年生 |    |                             |            |             |            |
| 4601 |    |        | 男  | 昭和46年生 |    |                             |            |             |            |
| 4602 |    |        | 男  | 昭和31年生 |    |                             |            |             |            |
| 4603 |    |        | 男  | 昭和31年生 |    |                             |            |             |            |

## 別紙2【厚生年金あっせん一覧表】(愛知)

| 項番   | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日   | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準報酬月額 |            |             |            |
|------|----|--------|----|--------|----|-----------------------------|------------|-------------|------------|
|      |    |        |    |        |    | 平成18年3月31日                  | 平成18年7月10日 | 平成18年12月10日 | 平成19年3月29日 |
|      |    |        |    |        |    | 標準賞与額                       | 標準賞与額      | 標準賞与額       | 標準賞与額      |
| 4604 |    |        | 男  | 昭和37年生 |    |                             |            |             |            |
| 4605 |    |        | 男  | 昭和42年生 |    |                             |            |             |            |
| 4606 |    |        | 男  | 昭和26年生 |    |                             |            |             |            |
| 4607 |    |        | 男  | 昭和49年生 |    |                             |            |             |            |
| 4608 |    |        | 男  | 昭和42年生 |    |                             |            |             |            |
| 4609 |    |        | 男  | 昭和44年生 |    |                             |            |             |            |
| 4610 |    |        | 男  | 昭和45年生 |    |                             |            |             |            |
| 4611 |    |        | 男  | 昭和40年生 |    |                             |            |             |            |
| 4612 |    |        | 男  | 昭和53年生 |    |                             |            |             |            |
| 4613 |    |        | 男  | 昭和44年生 |    |                             |            |             |            |
| 4614 |    |        | 男  | 昭和48年生 |    |                             |            |             |            |
| 4615 |    |        | 男  | 昭和28年生 |    |                             |            |             |            |
| 4616 |    |        | 男  | 昭和47年生 |    |                             |            |             |            |
| 4617 |    |        | 男  | 昭和51年生 |    |                             |            |             |            |
| 4618 |    |        | 男  | 昭和43年生 |    |                             |            |             |            |
| 4619 |    |        | 男  | 昭和45年生 |    |                             |            |             |            |

## 別紙2【厚生年金あつせん一覧表】(愛知)

| 項番   | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日   | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準報酬月額 |            |             |            |
|------|----|--------|----|--------|----|-----------------------------|------------|-------------|------------|
|      |    |        |    |        |    | 平成18年3月31日                  | 平成18年7月10日 | 平成18年12月10日 | 平成19年3月29日 |
|      |    |        |    |        |    | 標準賞与額                       | 標準賞与額      | 標準賞与額       | 標準賞与額      |
| 4620 |    |        | 男  | 昭和40年生 |    | 8万 円                        | 25万 2,000円 | 27万 1,000円  | 1万 円       |
| 4621 |    |        | 男  | 昭和42年生 |    |                             | 7万 9,000円  | 8,000円      |            |
| 4622 |    |        | 男  | 昭和40年生 |    | 8万 円                        | 21万 円      | 22万 8,000円  | 1万 円       |
| 4623 |    |        | 男  | 昭和39年生 |    | 6万 6,000円                   | 22万 5,000円 | 24万 5,000円  | 1万 円       |
| 4624 |    |        | 男  | 昭和34年生 |    | 8万 円                        | 36万 6,000円 | 42万 1,000円  | 1万 円       |
| 4625 |    |        | 男  | 昭和47年生 |    | 8万 円                        | 31万 4,000円 | 34万 8,000円  | 1万 円       |
| 4626 |    |        | 男  | 昭和32年生 |    | 8万 円                        | 30万 4,000円 | 31万 6,000円  | 1万 円       |
| 4627 |    |        | 男  | 昭和37年生 |    | 8万 円                        | 39万 8,000円 | 44万 4,000円  | 1万 円       |
| 4628 |    |        | 男  | 昭和43年生 |    | 3,000円                      | 5万 円       | 22万 2,000円  | 1万 円       |
| 4629 |    |        | 男  | 昭和36年生 |    |                             |            | 5万 3,000円   | 6,000円     |
| 4630 |    |        | 男  | 昭和57年生 |    | 5万 3,000円                   | 18万 1,000円 | 18万 8,000円  | 1万 円       |
| 4631 |    |        | 男  | 昭和38年生 |    | 8万 円                        | 24万 1,000円 | 21万 8,000円  | 4,000円     |
| 4632 |    |        | 男  | 昭和27年生 |    | 8万 円                        | 31万 2,000円 | 35万 1,000円  | 1万 円       |
| 4633 |    |        | 男  | 昭和27年生 |    | 8万 円                        | 38万 7,000円 | 46万 5,000円  | 1万 円       |
| 4634 |    |        | 男  | 昭和34年生 |    | 8万 円                        | 31万 8,000円 | 36万 3,000円  | 1万 円       |
| 4635 |    |        | 男  | 昭和48年生 |    | 8万 円                        | 19万 3,000円 | 19万 2,000円  | 1万 円       |

## 別紙2【厚生年金あっせん一覧表】(愛知)

| 項番   | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日   | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準報酬月額 |            |             |            |
|------|----|--------|----|--------|----|-----------------------------|------------|-------------|------------|
|      |    |        |    |        |    | 平成18年3月31日                  | 平成18年7月10日 | 平成18年12月10日 | 平成19年3月29日 |
|      |    |        |    |        |    | 標準賞与額                       | 標準賞与額      | 標準賞与額       | 標準賞与額      |
| 4636 |    |        | 男  | 昭和36年生 |    | 8万 円                        | 23万 5,000円 | 24万 9,000円  | 1万 円       |
| 4637 |    |        | 男  | 昭和39年生 |    |                             | 2万 5,000円  | 22万 8,000円  | 1万 円       |
| 4638 |    |        | 男  | 昭和33年生 |    | 8万 円                        | 32万 6,000円 | 37万 1,000円  | 1万 円       |
| 4639 |    |        | 女  | 昭和45年生 |    | 6,000円                      | 7万 5,000円  | 21万 2,000円  | 1万 円       |
| 4640 |    |        | 男  | 昭和24年生 |    | 8万 円                        | 44万 4,000円 | 50万 9,000円  | 1万 円       |
| 4641 |    |        | 男  | 昭和45年生 |    |                             |            | 13万 3,000円  | 9,000円     |
| 4642 |    |        | 女  | 昭和57年生 |    |                             |            | 2万 6,000円   | 5,000円     |
| 4643 |    |        | 男  | 昭和46年生 |    | 8万 円                        | 28万 3,000円 | 31万 円       | 1万 円       |
| 4644 |    |        | 男  | 昭和46年生 |    | 8万 円                        | 24万 5,000円 | 26万 2,000円  | 1万 円       |
| 4645 |    |        | 男  | 昭和38年生 |    | 6,000円                      | 7万 5,000円  | 21万 1,000円  | 1万 円       |
| 4646 |    |        | 男  | 昭和41年生 |    |                             |            |             | 1,000円     |
| 4647 |    |        | 男  | 昭和31年生 |    | 8万 円                        | 33万 9,000円 | 38万 1,000円  | 1万 円       |
| 4648 |    |        | 男  | 昭和59年生 |    | 8万 円                        | 18万 7,000円 | 11万 5,000円  | 4,000円     |
| 4649 |    |        | 男  | 昭和57年生 |    |                             |            | 7万 7,000円   | 9,000円     |
| 4650 |    |        | 男  | 昭和61年生 |    |                             |            | 2万 6,000円   | 5,000円     |
| 4651 |    |        | 男  | 昭和47年生 |    | 7万 3,000円                   | 22万 4,000円 | 23万 4,000円  | 1万 円       |

## 別紙2【厚生年金あつせん一覧表】(愛知)

| 項番   | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日   | 住所        | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準報酬月額 |            |             |            |
|------|----|--------|----|--------|-----------|-----------------------------|------------|-------------|------------|
|      |    |        |    |        |           | 平成18年3月31日                  | 平成18年7月10日 | 平成18年12月10日 | 平成19年3月29日 |
|      |    |        |    |        |           | 標準賞与額                       | 標準賞与額      | 標準賞与額       | 標準賞与額      |
| 4652 |    |        | 男  | 昭和45年生 |           | 4万 7,000円                   | 12万 9,000円 | 1万 円        |            |
| 4653 |    |        | 男  | 昭和56年生 |           | 2万 5,000円                   | 18万 6,000円 | 1万 円        |            |
| 4654 |    |        | 男  | 昭和34年生 | 8万 円      | 40万 7,000円                  | 47万 1,000円 | 1万 円        |            |
| 4655 |    |        | 男  | 昭和36年生 | 8万 円      | 33万 1,000円                  | 38万 8,000円 | 1万 円        |            |
| 4656 |    |        | 男  | 昭和36年生 |           | 33万 6,000円                  | 38万 5,000円 | 1万 円        |            |
| 4657 |    |        | 男  | 昭和26年生 |           | 26万 3,000円                  | 32万 8,000円 | 1万 円        |            |
| 4658 |    |        | 男  | 昭和36年生 | 8万 円      | 39万 3,000円                  | 45万 2,000円 | 1万 円        |            |
| 4659 |    |        | 男  | 昭和29年生 | 8万 円      | 27万 8,000円                  | 32万 5,000円 | 1万 円        |            |
| 4660 |    |        | 男  | 昭和31年生 | 8万 円      | 36万 2,000円                  | 39万 7,000円 | 1万 円        |            |
| 4661 |    |        | 男  | 昭和26年生 | 8万 円      | 42万 2,000円                  | 48万 2,000円 | 1万 円        |            |
| 4662 |    |        | 男  | 昭和34年生 | 8万 円      | 41万 5,000円                  | 47万 1,000円 | 1万 円        |            |
| 4663 |    |        | 男  | 昭和40年生 | 8万 円      | 31万 4,000円                  | 34万 5,000円 | 1万 円        |            |
| 4664 |    |        | 男  | 昭和48年生 | 8万 円      | 24万 2,000円                  | 25万 2,000円 | 1万 円        |            |
| 4665 |    |        | 男  | 昭和40年生 | 5万 3,000円 | 20万 3,000円                  | 21万 2,000円 | 5,000円      |            |
| 4666 |    |        | 男  | 昭和43年生 |           |                             | 2万 6,000円  | 5,000円      |            |
| 4667 |    |        | 男  | 昭和37年生 | 8万 円      | 31万 8,000円                  | 35万 2,000円 | 1万 円        |            |

## 別紙2【厚生年金あっせん一覧表】(愛知)

| 項番   | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日   | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準報酬月額 |            |             |            |
|------|----|--------|----|--------|----|-----------------------------|------------|-------------|------------|
|      |    |        |    |        |    | 平成18年3月31日                  | 平成18年7月10日 | 平成18年12月10日 | 平成19年3月29日 |
|      |    |        |    |        |    | 標準賞与額                       | 標準賞与額      | 標準賞与額       | 標準賞与額      |
| 4668 |    |        | 男  | 昭和45年生 |    | 8万 円                        | 32万 4,000円 | 36万 円       | 1万 円       |
| 4669 |    |        | 男  | 昭和47年生 |    | 8万 円                        | 30万 円      | 33万 3,000円  | 1万 円       |
| 4670 |    |        | 男  | 昭和53年生 |    | 8万 円                        | 26万 4,000円 | 28万 7,000円  | 1万 円       |
| 4671 |    |        | 男  | 昭和35年生 |    | 8万 円                        | 33万 3,000円 | 37万 円       | 1万 円       |
| 4672 |    |        | 男  | 昭和44年生 |    | 8万 円                        | 26万 8,000円 | 29万 円       | 1万 円       |
| 4673 |    |        | 男  | 昭和40年生 |    | 8万 円                        | 39万 1,000円 | 45万 円       | 1万 円       |
| 4674 |    |        | 男  | 昭和35年生 |    | 8万 円                        | 40万 1,000円 | 45万 4,000円  | 1万 円       |
| 4675 |    |        | 男  | 昭和32年生 |    | 8万 円                        | 40万 2,000円 | 45万 5,000円  | 1万 円       |
| 4676 |    |        | 男  | 昭和23年生 |    | 8万 円                        | 38万 8,000円 | 44万 円       | 1万 円       |
| 4677 |    |        | 男  | 昭和29年生 |    | 8万 円                        | 50万 円      | 46万 9,000円  | 1万 円       |
| 4678 |    |        | 男  | 昭和30年生 |    | 8万 円                        | 47万 6,000円 | 46万 円       | 1万 円       |
| 4679 |    |        | 男  | 昭和46年生 |    | 8万 円                        | 30万 7,000円 | 33万 7,000円  | 1万 円       |
| 4680 |    |        | 男  | 昭和26年生 |    | 8万 円                        | 32万 円      | 29万 7,000円  | 1万 円       |
| 4681 |    |        | 女  | 昭和48年生 |    | 8万 円                        | 18万 4,000円 | 19万 9,000円  | 1万 円       |
| 4682 |    |        | 男  | 昭和23年生 |    | 8万 円                        | 47万 6,000円 | 44万 4,000円  | 1万 円       |

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

|        |   |           |
|--------|---|-----------|
| 氏名     | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : |           |
| 生年月日   | : |           |
| 住所     | : |           |

### 2 申立内容の要旨

申立期間： <申立期間>（別添一覧表参照）

申立期間の賞与について、賞与支払届が提出されていないことが判明し、A社は、平成21年4月に社会保険事務所（当時）に届出を行った。

しかし、賞与支給日から2年以上経過しているため、保険料の納付ができず、厚生年金保険法第75条該当となっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与計算書により、申立人は、<申立期間>（別添一覧表参照）において<標準賞与額>（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業所に係る同種の案件 11 件（別添一覧表参照）

## 別紙2【厚生年金あっせん一覧表】(愛知)

| 事案<br>番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日   | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準報酬月額 |             |            |
|----------|----|--------|----|--------|----|-----------------------------|-------------|------------|
|          |    |        |    |        |    | 平成16年12月17日                 | 平成17年12月12日 | 平成18年3月18日 |
|          |    |        |    |        |    | 標準賞与額                       | 標準賞与額       | 標準賞与額      |
| 4683     |    |        | 男  | 昭和24年生 |    | 40万 円                       |             |            |
| 4684     |    |        | 男  | 昭和30年生 |    | 50万 円                       |             |            |
| 4685     |    |        | 男  | 昭和39年生 |    | 30万 円                       | 50万 円       | 50万 円      |
| 4686     |    |        | 男  | 昭和30年生 |    | 50万 円                       |             |            |
| 4687     |    |        | 男  | 昭和42年生 |    | 30万 円                       | 50万 円       | 40万 円      |
| 4688     |    |        | 男  | 昭和43年生 |    | 25万 円                       | 35万 円       | 30万 円      |
| 4689     |    |        | 男  | 昭和45年生 |    | 40万 円                       | 60万 円       | 60万 円      |
| 4690     |    |        | 男  | 昭和44年生 |    | 50万 円                       |             |            |
| 4691     |    |        | 男  | 昭和44年生 |    | 35万 円                       | 60万 円       | 50万 円      |
| 4692     |    |        | 男  | 昭和36年生 |    | 40万 円                       | 70万 円       | 60万 円      |
| 4693     |    |        | 男  | 昭和58年生 |    | 15万 円                       | 20万 円       | 20万 円      |

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から53年6月まで

私は、初年度からの国民年金保険料の納付書が手元に届いておらず、しばらくたってから役所の方が家に来て国民年金の加入の説明を受け、すぐに役所へ行き20歳以降の保険料を全部納付し、その時に未納は無いようにしたつもりでいたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳の送付案内及び国民年金制度の説明が記載された書類を所持しており、同書類には昭和55年度の国民年金保険料額の案内が記載されている上、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年8月ごろに払い出されており、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金加入手続を行ったものとみられ、申立人が20歳に到達した51年\*月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたものと考えられる。

また、国民年金被保険者台帳及びA市の記録によると、申立人は、上記加入手続後の昭和55年10月ごろに、その時点で時効成立前であり、制度上さかのぼって納付可能であった53年7月以降の保険料を一括で納付したことが確認でき、当時未納であった期間の保険料納付に努めていたことはいかざるもの、申立期間は既に時効が成立していたため保険料を納付することはできなかつたと考えられるほか、申立人が加入手続を行った時期以降に特例納付の実施もされていない。

さらに、申立人は、20歳到達時から自身に納付書が送付されてきていれば

保険料を納付していたはずであろうから、区役所が納付書を発行していなかったため保険料の納付ができなかったのではないかとしているが、国民年金の納付書は、国民年金の加入手続後に発行されるものであり、その加入手続については、原則は、国民年金法第 12 条により、国民年金被保険者が、その資格の取得を市町村長に対し届け出なければならないと規定されていることから、被保険者が加入手続を行う前に A 市が納付書を発行することはできない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料として納付した保険料額の記憶は明確ではない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から57年9月まで

20歳の昭和51年\*月ごろ、両親が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていたと思う。両親は昔気質の人なので学生でも猶予せず「保険料を納めてください。」と言われれば納付していたと思う。

領収書などは残っていないが、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行なったとする父親は亡くなっており、母親は高齢のため記憶が曖昧であることから、国民年金加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、国民年金受付処理簿及び申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和58年5月ごろであり、これ以外に申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、54年4月にさかのぼって被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。これらのことから、申立人は申立期間のうち、51年10月から54年3月までの期間は国民年金に未加入であり、同年4月から57年9月までの期間についても申立期間当時は未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人がさかのぼって被保険者資格を取得した期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの期間については、上記国民年金加入手続時点において既に時効が成立しており保険料を納付することはできず、また、同年4

月から57年9月までの期間については、その直後の同年10月から58年3月までの期間の保険料が59年11月1日に過年度納付されていることが確認でき、この納付時点において既に時効が成立していたため保険料を納付することができなかったものと推認される。

このほか、両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から49年3月まで

20歳になったら国民年金に加入し、国民年金保険料を納めなければいけないと思っていた。私が郵便局で加入手続きを行い、保険料は母親に頼み毎月郵便局で現金で納付してもらっていた。また、22、23歳の時にまとめて郵便局で納付した記憶もあるので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付したとする母親は、既に亡くなっていることから、申立期間に係る保険料の納付状況等については不明である。

また、申立人は郵便局で国民年金加入手続きを行い、同郵便局で毎月母親が保険料を納付したとしているが、国民年金加入手続きは郵便局では行えないものである上、申立期間当時から申立人が居住しているA市における保険料の徴収方法は、申立期間のほとんどの期間において国民年金推進員が3か月に一度、被保険者宅を訪問して印紙検認を行う方式であり、郵便局では保険料を納付することができなかったことから、申立人の主張とは相違する。

さらに、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月ごろに払い出されたことが確認でき、これ以外に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、この手続きの際に申立人が20歳になった41年\*月にさかのぼって資格取得したものとみられる。このことから、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、国民年金被保険者台帳によると、上記国民年金手帳記号番号が払い

出されたところに、昭和49年4月から51年3月までの期間については過年度納付されていることが確認できることから、申立人は時効成立前でありさかのぼって納付が可能であった当該期間の保険料については過年度納付したが、申立期間については既に時効が成立していたため、さかのぼって保険料を納付することができなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から63年3月まで

私の母親が年金加入条件を満たしていなかったことを残念に感じ、自分と同じ思いをさせたくないため、私が20歳になり国民年金に任意加入できるようになった昭和60年\*月ごろ、母親がA市役所で国民年金加入手続を行った。母親が「国民年金に任意加入しておいたから安心しなさい。」と話したのを記憶している。保険料は母親が定期的に納付していたはずである。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は同手続を行った時期及び場所の記憶は曖昧であり、保険料納付についても納付方法、納付金額等の記憶は無く、納付状況等は不明である。

また、申立人は、申立期間当時学生で国民年金任意加入対象者であったが、申立人が20歳になった昭和60年\*月から、母親が国民年金の任意加入手続を行い、以降、63年4月に共済に加入するまでの申立期間について、母親が保険料を定期的に納付していたと主張しているところ、申立期間当時、A市及び管轄するB社会保険事務所（当時）のいずれにおいても、国民年金に任意加入した形跡が無く、平成9年1月の基礎年金番号導入以前に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする母親は、申立人の国民年金任意加入のきっかけは、母親自身が年金加入条件を満たしていなかった残

念な思いからとしているが、申立期間当時、父親が厚生年金保険の被保険者であったことから、母親は、任意加入することも可能であったものの、婚姻後から昭和61年3月までは国民年金受給資格期間の合算対象期間となるカラ期間であり、同年4月以降についても第3号被保険者期間となっている。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から56年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から56年8月まで

私は、会社退職（昭和59年6月20日）後、A町役場で転居届を行うとともに国民年金の加入手続を行った。その際に申立期間の保険料をさかのぼって一括で同町役場の窓口で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和59年6月20日）後にA町役場で国民年金加入手続を行い、同町役場の窓口で申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したとしていることから、申立人は申立期間の保険料を過年度納付したとする主張と思われるが、同町では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしている上、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年8月10日にA町で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。同町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄を見ると、資格取得届が同年7月24日に提出されたことが明記されていることから、この資格取得届出日に初めて申立人の加入手続が行われ、厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年6月21日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となることから、申立人は当該期間の保険料を納付することは

できなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和60年4月ごろにA町役場で国民年金の加入手続を行った。手続後、同町役場から届いた納付書で毎月、郵便局か銀行で納付した。納付した時、領収書を受け取ったが、紛失してしまい、納付を証明するものは無いが、納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月ごろにA町役場で国民年金の加入手続を行い、手続後、同町役場から届いた納付書で申立期間の国民年金保険料を毎月、納付書により金融機関で納付したとしているところ、申立人は、納付時期、納付場所及び納付金額については、よく覚えていないとしており、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和56年11月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失し、その後、再び国民年金被保険者資格を取得したのは61年4月1日とされている。このことは、申立人が所持する年金手帳及びB町が保管する記録の「定額履歴」欄に記載されている資格得喪日と符合し、申立人が、申立期間において国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、申立人は、申立期間においては、国民年金に未加入であったものとみられ、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、51年4月から同年6月までの期間、52年10月から同年12月までの期間、55年8月、同年9月、56年10月、同年11月、57年2月から同年9月までの期間及び同年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から50年3月まで  
② 昭和50年10月から同年12月まで  
③ 昭和51年4月から同年6月まで  
④ 昭和52年10月から同年12月まで  
⑤ 昭和55年8月及び同年9月  
⑥ 昭和56年10月及び同年11月  
⑦ 昭和57年2月から同年9月まで  
⑧ 昭和57年12月から61年3月まで

亡くなった義父が私の国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料も私が婚姻（昭和45年2月）するまでの期間は義父が納付してくれていたと思う。婚姻後は、私が夫の分と一緒に二人分の保険料を集金人に2、3か月ごとに納付していた。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び婚姻（昭和45年2月）前までの国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする義父は既に死亡している上、婚姻後の保険料を納付したとする申立人は、納付時期及び納付方法についてはよく覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、婚姻（昭和45年2月）後、申立人は、保険料は夫の分と一緒に集金

人に納付していたとしているところ、A市の「昭和50年度国民年金保険料収入台帳(追加調定分)」を見ると、申立人及びその夫共に、摘要欄に口座処理月日12月24日と記載され、昭和50年度第4期(1月から3月まで)以降の保険料が口座振替で納付されていることが確認できることから、申立人の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和50年10月11日に夫婦連番で払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金の加入手続が行われたものとみられ、この手続の際に遡って資格取得日を44年12月8日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。この加入手続時期は第2回特例納付実施期間(49年1月から50年12月まで)中であり、申立期間①の保険料は特例納付と過年度納付を利用して納付することは可能であったものの、申立人及びその夫共に申立期間①の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立期間②については、A市の「昭和50年度国民年金保険料収入台帳(追加調定分)」を見ると、申立人及びその夫共に昭和50年度第3期(10月から12月まで)の領収欄には領収済みの印が押されておらず、「罫」のゴム印が押されていることが確認でき、同期間については未納であったことがうかがわれる。

その上、A市の国民年金印紙検認状況表を見ても、納付状況が確認できる申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧のうち、昭和60年4月から61年3月までの期間を除く期間については、いずれも未納とされているほか、一緒に保険料を納付したとする夫も申立期間③及び⑤は未納とされている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から50年3月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、51年4月から同年6月までの期間及び55年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から50年3月まで  
② 昭和50年10月から同年12月まで  
③ 昭和51年4月から同年6月まで  
④ 昭和55年6月から同年9月まで

亡くなった父親が私の国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料も私が婚姻（昭和45年2月）するまでの期間は父親が納付してくれていたと思う。婚姻後は、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に2、3か月ごとに納付していた。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び婚姻（昭和45年2月）前までの国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡している上、婚姻後の保険料は、妻が自身の分と一緒に納付していたとしているものの、妻は、納付時期及び納付方法についてはよく覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、婚姻後、申立人の保険料と一緒に納付したとする妻は、保険料は集金人に納付していたとしているところ、A市の「昭和50年度国民年金保険料収入台帳（追加調定分）」を見ると、申立人及びその妻共に、摘要欄に口座処理月日12月24日と記載され、昭和50年度第4期（1月から3月まで）以降の保

険料は口座振替で納付されていることが確認できることから、妻の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和50年10月11日に夫婦連番で払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金の加入手続が行われたものとみられ、この手続の際に遡<sup>さかのぼ</sup>って資格取得日を42年7月22日(平成19年2月16日付けで厚生年金保険被保険者資格喪失日に合わせて昭和43年8月21日に変更されている。)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。この加入手続時期は第2回特例納付実施期間(49年1月から50年12月まで)中であり、申立期間①の保険料は特例納付と過年度納付を利用して納付することは可能であったものの、申立人及びその妻共に申立期間①の保険料を遡<sup>さかのぼ</sup>って納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立期間②については、A市の「昭和50年度国民年金保険料収入台帳(追加調定分)」を見ると、申立人及びその妻共に昭和50年度第3期(10月から12月まで)の領収欄には領収済みの印が押されておらず、「㊤」のゴム印が押されていることが確認でき、同期間については未納であったことがうかがわれる。

その上、A市の国民年金印紙検認状況表を見ても、納付状況が確認できる申立期間③及び④については、いずれも未納とされているほか、一緒に保険料を納付したとする妻も申立期間③及び④のうち、昭和55年6月及び同年7月を除く期間は未納とされている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2567 (事案 1704 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から同年9月までの期間及び60年12月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年5月から同年9月まで  
② 昭和60年12月から63年3月まで

平成21年9月に申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受けた。新たに納付したことを示す資料等はないが、当初に申し立てたとおり、父親は申立期間当時に私の保険料も納付したはずである。記録の訂正が認められない理由に、父親が保険料を免除されていたことが記載されているが、父親の免除期間と申立期間は一致しないため納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期(平成8年1月)、及びA市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿に記載されている申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の届出日(同年4月4日)から、申立人の国民年金加入手続は同年4月に行われたものと推認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、父親が保険料を納付することはできなかったものと考えられること、ii) 申立人は、父親が自分と申立人の保険料を一緒に納付していたはずであるとしているが、両親は、申立期間②のうち、昭和61年1月以降の保険料は申請免除とされていること、iii) 申立人及びその母親は、申立期間当時の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする父親は死亡しているため、その状況を確認することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当初に申し立てたとおり、父親が申立期間①及び②の保険料を納付したはずであり、父親が保険料を免除されていた期間と申立期間とは一致しないと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から同年10月まで

私は、会社を退職（平成7年7月）後、次の会社に入社するまでの間、A町の公的施設で国民年金の加入手続を行い、納付書で国民年金保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（平成7年7月）後にA町の公的施設で国民年金の加入手続を行ったとしている。しかしながら、申立人は、加入手続場所は同町役場であったのか同町の公的施設であったのかよく覚えていないとしているほか、加入手続時期、申立期間の国民年金保険料の納付場所、納付方法、納付周期及び納付金額についても余り覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続時の状況及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成7年3月27日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、国民年金被保険者資格を喪失したこととされ、その後、申立人が再び国民年金被保険者資格を取得したのは11年6月21日とされていることが確認できる。このことは、A町及びB市が保管する国民年金被保険者名簿の資格記録の記載内容とも符合し、これらいずれの記録にも申立期間において申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられ、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見

当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から6年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から6年8月まで

私は、会社退職（平成4年10月）後、国民年金の加入手続をA市役所で行った。申立期間の国民年金保険料は、母親が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（平成4年10月）後、国民年金の加入手続をA市役所で行ったとしているが、加入手続時期、加入手続後に交付される年金手帳の受領時期及び受領方法についての記憶は無く、申立期間の保険料を納付していたとする母親も保険料の納付時期、納付方法、納付金額及び納付場所について覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入（平成9年1月）前の4年11月1日とされているものの、基礎年金番号導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このことは、申立人が所持する年金手帳に国民年金記号番号が記載されておらず、同年3月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出された記号番号のみが記載され、同記号番号が申立人の基礎年金番号とされていることとも符合する。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成12年4月16日付けで第1号・第3号被保険者取得勸奨者とされ、同年6月22日に「勸奨関連対象者一覧」がA市に送付されているとともに、同年4月から同年8月までの保険料が同年8月23日に納付されていることが確認できることから、同年6月から同年8月までの間に申立人の初めての国民

年金加入手続が行われ、この手続の際に、前述のとおり、さかのぼって厚生年金保険被保険者資格喪失日の4年11月1日を国民年金被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間当時は、申立人は国民年金に未加入となる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間は時効となり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。このことは、同市において、申立期間に係る申立人の加入及び納付記録が存在しないとしていることとも符合する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から平成3年3月まで

私は、申立期間当時、学生でA町に居住していた。20歳の時にB市に居住する両親が国民年金は国民の義務だからと言って私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、両親は生活が苦しい中で、私が就職するまでの学生期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料の納付記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親のうち、父親は既に死亡しており、母親も病気のため聴取することはできないことから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況について確認することはできない。

また、A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、住所欄に「受付(3.4.1)」と記載されているほか、資格取得欄には「学生適用3.4.1㊟」とのゴム印が押されていることが確認できる。このことから申立人が大学卒業(平成3年3月)直後の同年4月1日に同町において申立人に係る国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を同年4月1日とする事務処理がなされたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の資格取得日の記載内容とも一致する上、B市において申立期間に係る申立人の加入記録が存在しないこととも符合する。この資格取得日を基準とすると、申立人は、申立期間においては学生であったとしていることから、当該期間は任意加入の対象者となる期間であり、この期間について、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできない。このため、申立期間は国民年金に未加入となることから、当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、兄も学生であった20歳到達時から母親が国民年金の加入手続及び加入後の保険料を納付していたと思われるとしているところ、兄は20歳到達時（昭和58年\*月）からは国民年金に加入しておらず、加入時期は38歳（平成14年7月）からとされている。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から62年11月まで

私の年金記録は、ねんきん定期便によると、昭和61年12月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、62年12月30日に国民年金被保険者資格を取得したとされており、ちょうど一年の空白期間があることに不自然さを感じる。はっきりした時期の記憶は無いが、厚生年金保険の資格を喪失した後、同年1月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続をして保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和61年12月）後にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、加入手続時期、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付周期及び納付金額について覚えていないとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和61年12月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金被保険者資格を取得したのは62年12月30日とされており、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の資格記録欄を見ても、「資格取得 62年12月30日」、受付記録欄は、「受付年月日 63.1.9 受付書類名 再取得」と記載されていることから、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このことは、申立人が所持する年金手帳の資格記録の記載内容とも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられ、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から平成2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から平成2年9月まで  
住民票をA町からB市へ移すためA町役場に行った時、役場の担当者から「前のご主人が掛けていてくれたんだね。」と言われたので、当時の夫が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思っていた。離婚した現在では当時のことを確認することはできず、詳細は不明だが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする元夫から聴取することはできないことから、加入手続き及び保険料納付状況について確認することはできない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月19日にB市で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続きが行われ、この加入手続きに際し、資格取得日をさかのぼって20歳到達時前日の昭和48年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が申立期間当時に居住していたA町及びC町において、申立人が国民年金に加入していた記録が存在しない上、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録(1)欄の被保険者となった日(同年\*月\*日と記載。)欄及び被保険者でなくなった日(平成2年10月1日と記載。)欄共にB市のゴム印が押されていることとも符合する。このため、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、48年3月から63年12月までの期間の保険料は時効により納付することはできず、平成元年1月から2年9月までの期間の保険料については過年

度納付することは可能であったものの、申立人及びその元夫が当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から62年3月まで

私は申立期間当時、短大生であった。私は、国民年金の加入手続を行った記憶が無いのに、国民年金保険料の支払請求のようなハガキが自宅に届いた。学生でも保険料を納付しないといけないのかと驚き、母親からお金をもらい、5万円から10万円ぐらいをA市役所か郵便局又は銀行で一括納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行っていないにもかかわらず、国民年金保険料の支払請求のようなハガキが送付されてきたとしているが、国民年金加入手続を行っていない者に対して保険料の納付書が作成・送付されることはないことから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人は、申立期間の保険料は送付されてきたハガキに記載された金額（5万円から10万円ぐらい）を市役所又は金融機関で一括納付したとしており、申立期間の保険料の納付場所及び納付金額の記憶は明確ではない上、申立期間の保険料を一括納付するのに必要な保険料額は3万5,500円であり、申立人が納付したとする保険料額とは乖離<sup>かいり</sup>している

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A市においても申立人に係る国民年金の加入記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立人は、申立期間においては国民年金に未加入であったものとみられ、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月から 20 年 6 月まで

私は、ねんきん定期便を見て、申立期間の標準報酬月額が給与支給明細書の給与支給額と大きく異なっていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しいものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人の申立期間における支払給与額は、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）よりも高額（23万5,000円ないし30万円）であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立期間のうち、平成15年12月から16年9月までの期間、同年12月から19年8月までの期間及び同年12月から20年6月までの期間について、当該給与支給明細書等に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）と一致していることが確認できるとともに、申立期間のうち、上記期間以外の16年10月、同年11月及び19年9月から同年11月までの期間について、当該給与支給明細書等に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）を超えていないことが確認できる。

また、A社の当時の複数の同僚は、給与支給明細書等は保管しておらず、厚

生年金保険の取扱い等についても記憶が無いと証言している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月20日から19年12月1日まで  
② 平成19年12月1日から20年8月21日まで

ねんきん定期便の記録では、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額は9万8,000円と11万8,000円、B社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額は9万8,000円とされているが、当時の給与は両期間共に19万円から20万円ぐらいだったと記憶しているので、標準報酬月額を給与額に見合う記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①については、申立人は給与支給明細書等を所持しておらず、当該期間に係る給与額及び保険料控除額について確認できないものの、申立人に係る平成17年分、18年分及び19年分の課税証明書又は給与支払報告書に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく健康保険料、厚生年金保険料に雇用保険料を加えた合計額とおおむね一致していることが確認できる。

申立期間②については、B社から提出された賃金台帳（平成20年1月から同年8月までに係るもの）に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額

は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4696

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月26日から59年12月 1 日まで

私は、A社で運転手として働いていたが、申立期間について厚生年金保険の記録が抜けている。B県で荷物を降ろして会社に電話を入れたら、会社が倒産していた。暮れも押し迫る11月末まで勤務していたと記憶している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が昭和59年11月末まで申立人と一緒にA社で勤務した旨証言していることから、申立人が申立期間も同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険適用事業所台帳によると、同社は、昭和58年10月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は、昭和59年に破産宣告を受け、当時の事業主及び社会保険事務を担当していた役員は、既に死亡しているため、申立人に係る申立期間の厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人及びA社の事業主を含む15人全員が、昭和58年10月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、当該15人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、いずれも「喪失58.11.1」と、社会保険事務所（当時）における資格喪失届の処理日が記載されていることが確認できる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、A社を昭和58年10月25日に離職し、当該離職に伴う失業手当を受給していた記録が確認できる上、当該離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4697

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から51年9月1日まで

私は、昭和50年9月21日に前職を退職し、A社で勤務した。長女が48年\*月に生まれ、病気がちだったため、申立期間当時も保険証を使っていたはずであり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時のA社の事業主は、「申立人は、申立期間を含む昭和50年10月5日から52年8月30日まで当社で勤務していた。」と証言している。

しかし、当該事業主は、A社の申立期間における業種が旅館業であったと証言しているところ、申立期間当時、当該業種は、厚生年金保険法における強制適用事業所に該当せず、オンライン記録では、同社は、昭和51年9月1日に任意包括適用事業所になったことが確認できるものの、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該事業主は、「申立期間当時の資料等はないが、厚生年金保険の適用事業所となった昭和51年9月1日以降は、厚生年金保険料の控除と納付を行っていた。」と回答している。

さらに、A社が厚生年金保険の任意包括適用事業所となる前から勤務していたとする複数の同僚は、「A社が厚生年金保険の適用事業所になる前は、厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言しており、このうち一人は、「昭和51年9月に会社から厚生年金保険に加入する旨の説明があり、それ以前については、国民年金に加入していた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4698

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月から36年4月まで

申立期間当時は年金等の不備な会社が多かったため、私は、申立てに係る事業所が会社組織になってから入社した。同社退職後に自営業を始めてからも、将来のことを考えて国民年金保険料を納付している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA協会発行の会員名簿には、申立人がB社に勤務していた旨記載されていることから、勤務した期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、B社に係る商業登記簿に記載された本店所在地、及び代表社員等の住所地に文書照会を行ったものの、いずれも「あて所に尋ねあたらない」として返送されており、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 4699 (事案 1030 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 16 日から同年 11 月 18 日まで

A社では鉄道の保線工事をしており、作業服ももらった。会社を選ぶ時、社会保険のあるところを選んで入ったし、保険料も控除されていたはずなので、被保険者期間として認めてほしいとして、年金記録の申立てをしたところ、平成 21 年 3 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、A社に勤務して厚生年金保険料を控除されていたので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の事業主の証言及び申立人の申立内容から判断して、申立人が同社に勤務していたことは認められるものの、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる関連資料が無いこと、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の名前は無く、同名簿の整理番号に欠番も見られないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間はA社に勤務していたことは明白であるので、厚生年金保険料の控除について再度調査してほしい。」と主張しているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月ごろから 41 年 8 月ごろまで

正社員ではないものの、申立期間において、A社のB支店、C支店及びD支店において正社員同様に継続して勤務していたが、申立期間の年金記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、時期は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立人に係る資料が残っておらず、当社における申立人の勤務形態、厚生年金保険料控除の有無、及び当社が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に関する届出を申立てどおりに行ったか否かは不明。また、申立期間当時、厚生年金保険に強制的に加入させる取扱いをしていたか否かも不明。」と回答している。

また、申立人は、「A社に入社した時、正社員ではないと言われた。」と述べているところ、同僚は、「申立人は、正社員としてではなく、営業職の嘱託として勤務していた。」と回答している。

さらに、申立人は、A社における雇用保険の記録が確認できない。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間において整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4701

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 12 月まで

私は、高校生であった昭和47年からA社のB支店にアルバイトとして勤務し、卒業後の48年4月から正社員として勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社のC地区の複数の支店長が、「申立期間当時、申立人はB支店に勤務していた。」と証言していることから、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間当時の事業主及び元事業主は、「正社員であれば厚生年金保険に加入させていたと思うが、現地採用した者は、最初は臨時社員であったと思う。」と証言している。

また、申立人が、同時期にA社B支店の社員であったとして名前を挙げた同僚は、同社における被保険者記録が確認できない上、同社のC地区の支店に勤務していた複数の同僚が、「入社してから数か月後に、厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、C地区で採用した者については、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

さらに、上記複数の支店長は、いずれも申立人が正社員であったかどうか覚えていないと証言している上、A社を承継するD社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4702

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 50 年 8 月まで

申立期間にA事業所に勤務していた。給与明細等の資料は残っていないが、営業として勤務していたのは間違いない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の証言から、時期は明らかでないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、申立期間のうち、昭和 50 年 6 月 1 日より前の期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、元事業主及び複数の同僚は、「A事業所は、昭和 50 年 5 月にB社として法人化され、同年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となったが、それまでは、個人事業所であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

さらに、元事業主は、「申立人は、A事業所に勤務していたが、同社がB社として新規適用事業所になった時まで勤務していたかどうかは記憶していない。」と証言しているとともに、同僚の一人も、「申立人は、A事業所がB社として新規適用事業所となった時には勤務していなかった。」と証言しており、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には健康保険整理番号に欠番も見当たらないことから、申立人は、同社が新規適用事業所となった日より前に同社を退職した可能性がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 50 年 8 月までの期間において国民年金に加入し、当該保険料を納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から 63 年 7 月まで  
申立期間に給料が下がった覚えは無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 9 月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、24 万円と記録されていたところ、同年 8 月 15 日付けで、同年 1 月 1 日までさかのぼって 20 万円に引き下げられているが、当該期間において A 社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚には、申立人のように標準報酬月額がさかのぼって訂正されている者はいないことが確認できる。

しかし、A 社から提出された社員名簿によると、申立人は、昭和 61 年 9 月に B 県内の店舗から C 県内の店舗に異動しており、当該異動に伴い申立人の給与額が改定されたことがうかがわれる。

また、A 社は、「当時の詳細は不明であるが、申立人の標準報酬月額だけが下がっているのは、異動により諸手当等の減額があったからではないか。そのことに後で気付いたため、昭和 62 年 8 月ごろに訂正届を提出したのではないかと思われる。」と回答しており、申立人の標準報酬月額に係る訂正が給与支給の実態に即した処理であったことがうかがえる。

申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 7 月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、62 年の定時決定において、20 万円と記録されていることが確認できる。

しかし、A 社は、「当該期間当時の資料は無く、当時のことは不明。」と回答

しており、当該期間における申立人の給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、同僚からも当時の給与額等について証言が得られないところ、申立人の標準報酬月額記録を、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得している同僚の標準報酬月額記録と比較しても、特段、大きな差は無い。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4704

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から41年3月31日まで  
A事業所では、1日18時間働いており、給与から保険料を控除されていたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の息子が、「申立人が勤務していたことは覚えている。」と証言していることから、時期は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、事業主の息子は、「A事業所は、母が経営していた個人事業所で、事業主である母のほかに、当時の従業員は、私と申立人ともう一人女性がいただけだったと思う。母も私も厚生年金保険には加入していなかったもので、当然、従業員も厚生年金保険には加入していない。」と証言している。

さらに、事業主は死亡しており、申立人は同僚を記憶しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4705

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正元年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年初めごろから23年8月1日まで

A社に入社したのは昭和2年であり、戦時中は海外勤務をしていたが、20年4月に海外から引き揚げた後、少なくとも21年初めごろから同社B支店に復帰した。ねんきん特別便を見たところ、厚生年金保険の加入記録は23年8月1日からの開始となっていた。会社から30年及び40年の永年勤続表彰を受けており、継続勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録により、申立人は、申立期間において同社B支店及び同社C支店に勤務していたことが認められる。

しかし、A社B支店及び同社C支店は、昭和23年8月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社B支店及び同社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前を確認できる複数の同僚は、本社から各支店に異動してきた一部の者を除き、新規適用となった日に、申立人と同じく被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記のうち一部の同僚には、A社B支店及び同社C支店での資格取得までに約1年から3年の空白期間がある者がいるが、これについて、同僚の一人は、「本社から支店に転勤となった際に、本社での資格を喪失した。営業所での資格取得までに空白期間があるのは、支店が適用事業所でなかったから

で、空白期間中の給与からは保険料の控除は無かった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月ごろから30年12月ごろまで  
② 昭和31年1月ごろから35年ごろまで

私は、A社及びBで、C港の工事の作業をしていたが、その間の厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険料が控除されていたことを証明する資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している同僚3人は、当該期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

また、当該期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち17人に聴取したが、申立人が同社に勤務していたとする証言を得ることはできない上、当該同僚のうち1人は、「現地雇いの従業員は、社会保険に入れていなかったと思う。」と証言しているところ、申立人は、「当時A社は、C港の工事のため作業員を募集しており、私もD市の同僚に誘われ入社した。」と主張しており、現地雇いであったことがうかがえる。

さらに、A社は、申立期間当時の人事記録等は残っていないと回答している上、当時の事業主も死亡しているため、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社の昭和29年5月1日から31年2月8日までの厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、被保険者番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、事業所の名称にBがつくことのみ記憶しており、オンライン記録及び厚生年金保険事業所名簿の記録において当該「B」を含む名称の事業所について調査したが、適用年月日が当該期間以降になって

いる等の理由から、いずれも申立てに係る事業所であることは確認できない。

また、申立人は、「当該期間には弟と一緒に勤務していた。」と主張しているが、当該申立人の弟に係る当該期間の厚生年金保険被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4707

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月20日から41年8月30日まで  
平成15年1月ごろ、私は、社会保険事務所(当時)において、「A事業所及びB事業所における期間については脱退しているが、C社は厚生年金保険の記録があるので、年金額に反映される。」と説明を受けた。  
ところが、平成22年2月に送られた「被保険者記録照会回答票」によると、C社についても脱退していることとされている。  
C社については、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所は、申立てに係る事業所の資格を喪失した約7か月後の昭和42年4月5日に当該裁定請求書を受理し、同年5月10日に支給決定、支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該裁定請求書にはC社、A事業所及びB事業所の名称と所在地が記載されていることから、申立人のC社における資格喪失後に同社、A事業所及びB事業所に係る脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人のC社における厚生年金保険被保険者記号番号は、A事業所及びB事業所の記号番号とは相違しているものの、脱退手当金の支給決定日の約1か月後の昭和42年6月8日に重複整理された記録がある。

このほか、申立人から聴取してもC社については受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年 3 月 29 日

私は、申立期間に賞与を支給されているので、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成19年 3 月 29 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかし、当該賃金台帳によると、申立人は、申立期間（平成19年 3 月 29 日）に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていないことが確認できる。

また、当該賃金台帳により確認できる申立人の賞与額は、1,000円未満の額であるところ、厚生年金保険法では、第24条の3において、賞与額の1,000円未満は切り捨てて標準賞与額を決定する旨規定されている。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月26日から57年11月 1 日まで

A事業所は、私が勤務している途中でB社に名称変更されたが、勤務内容、職種等に変更はなく、昭和57年10月末日まで勤務したにもかかわらず、49年11月26日から同社を退社するまでの厚生年金保険の記録が無い。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できる上、当該商業登記簿謄本に記載のある取締役が、「申立人は、B社に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、B社の同僚は、「申立期間当時の事業主が、B社は健康保険には加入していない旨を従業員に謝っていた。厚生年金保険に加入していないため、私は、国民年金に加入する手続をした。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間中の昭和54年 9 月17日に国民年金に加入し、同年7月から当該保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主は、他界している上、B社の事業主の親族は、「申立期間に係る関連資料は保管しておらず、厚生年金保険料の控除は不明。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4710

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年7月20日まで  
私は、中学を卒業して、A社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いため、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社の厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚の証言により、期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、当該複数の同僚からは、申立人の勤務時期及び期間を特定できる証言が得られない。

また、申立人と同時期にA社に入社したと証言している同僚は、「申立人を含めて6人が、昭和30年4月に入社した。入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得していない。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人を除く5人全員が、申立期間後の昭和31年10月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に他界していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月から28年5月20日まで

私は、中学を卒業して、田植を終えた昭和25年7月からA事業所に住み込みで働き始めたにもかかわらず、同事業所での厚生年金保険被保険者資格取得日が28年5月20日とされていることに納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の一人が「申立人は、A事業所が厚生年金保険に加入した年（昭和24年）から1年ぐらいして、住み込みで入社した。」と証言していることから、入社時期は特定できないが、申立期間当時、申立人がA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、A事業所に住み込みで勤務していた時には、給与を受け取っていなかった旨証言している上、申立期間当時の同事業所の事業主の親族は、「住み込みの従業員は、従業員の親に給与を渡していたはずである。社会保険の加入については、本人ではなく親の意向を受けて取得手続を行っていたと記憶している。ただし、申立人の親が社会保険の加入を希望したかは分からない。」と証言している。

また、複数の同僚は、A事業所に入社した時期と厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期は、一致していないと証言していることから、申立期間当時の同事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時の事業主は既に他界していることから、申立人の入社時期及び申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整

理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 4712

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年 3 月18日から35年 9 月26日まで  
② 昭和35年12月 1 日から36年10月31日まで

年金の裁定請求の際に、脱退手当金を受給していることが分かったが、受け取った覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」印が押されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 20 日から 49 年 1 月 11 日まで  
社会保険事務所(当時)に年金額を照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給している旨の回答をもらった。しかし、退職時に、会社の担当者から、一時金よりも年金としてもらう方が良いと言われたので、脱退手当金の請求手続は行わなかったはずだ。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当該期間の事業所名及び所在地が押印されているほか、同裁定請求書及び裁定伺によれば、昭和 49 年 2 月 22 日に A 社会保険事務所(当時)において受け付けられ、同年 3 月 11 日に申立人の当時の住所地の近くの金融機関で受領できるよう国庫金が送金されたことが確認できる上、同裁定請求書に記載された申立人の住所及び電話番号が申立人の記憶と一致していることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証及び申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がなされているとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、裁定請求書受付日から約 20 日後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4714

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月10日から40年1月31日まで  
厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであることを知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る「脱退手当金裁定請求書」によると、社会保険事務所(当時)は裁定請求書を昭和43年1月18日に受理し、同年3月11日に隔地払により申立人に対して支払われていることが確認できる上、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、住所欄には、申立人が証言する当時の実家の住所が記載されており、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、「脱退手当金支給決定伺」に記された脱退手当金額とも一致しており、事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。